

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		霊園施設の使用許可	
根拠法令及び条項		那覇市霊園条例第5条	
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市霊園条例 第5条 (使用の許可) 第5条 霊園の施設を使用(第7条第2項の規定による変更及び同条第3項の規定による更新の場合を含む。)しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可をする場合においては、霊園の管理上必要な条件を付することができる。 3 市長は、第1項の許可をしたときは、使用許可を交付する。 4 生前予約により合葬室の使用の許可を受けた者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じなければならない。		
審査基準 設定年月日	平成26年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境部 環境保全課		
備考			